

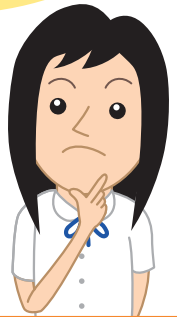
美術の授業で

美術の授業において、名画の模写を通じ、絵画の技法を体験させるとともに、絵のテーマとなっている時代背景について考えさせることにしました。

私は葛飾北斎の「富嶽三十六景」の中から選ぼうかな？

僕はアンディ・ウォーホルが描いたミュージシャンの肖像を模写しよう。

私はマリー・ローランサンの画風が好きなので、その雰囲気オリジナルの絵を描いてもいいのかしら？



教師のための解説

絵画を模写する場合、個人的な使用を目的とする場合や授業の過程で使用することを目的とする場合を除き、原則として、作者（著作権者）の了解を得ることが必要です。

しかし、そのような著作権には保護期間が定められており、それを経過すると、コピーなどをする場合でも著作権者の了解を得る必要はなくなります。

通常、作者の死後70年を経過したときに著作権は消滅しますので、ルネッサンス時代の絵画や江戸時代の浮世絵などについては自由に利用できます。

なお、「画風（ペインタッチ）」には権利がありませんので、〇〇風の技法で独自の絵を描くことには問題ありません。

なお、肖像画の場合、作者（画家）とは別に被写体の権利が問題となる場合があります。いわゆる「肖像権」について法律上明文の規定はありませんが、描かれている人物の財産的・人格的利益を傷つけないよう注意する必要があります。

芸術作品の多くは、過去の文化的財産の模倣から新たな価値を生み出している面があるね。
先人の遺産を大切にする意味を考えてみよう。

